

在 学 中 に 利 用 で き る 制 度 一 覧

保護者(親権者)または生徒本人からの申請が必要です。 返還の必要はありません。

令和3年9月1日現在

制度名	対応する費目	適用条件	金額または期間	申請時期	支給等の時期
就学支援金	授業料	両親(親権者)の市町村民税課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額が304,200円未満 ※目安として年収950万円以下(扶養控除対象者が増えると目安の金額も上がる) ※親権者がいない場合は主たる生計維持者・生徒本人等	4年間(48月) ※退学歴がある場合, その在学期間は除く	マイナンバー提出者 →入学時 (毎年7月に意向確認) マイナンバーを提出しない方 →入学時と毎年7月	授業料納入日 (授業料の支払いに充てるため, 現金では支給しない)
奨学給付金	教科書代・学用品等	両親(親権者)が非課税 生活保護受給世帯 ※親権者がいない場合は生徒本人 (基準日の7月1日に在籍していれば, その後退学しても給付は受けられる。)	毎年1回(4回まで) 32,300円～129,700円	毎年7～10月あたり (該当する方に案内します)	毎年 11～12月 (口座振込)
授業料等免除	入学料 空調設備使用料 授業料(支援金優先)	世帯全員(両親・兄弟・祖父母等含む)の所得を合算し, 判断する。 ※目安として片親3人世帯で年収3,130,000円以下 または生活保護受給世帯	利用できる期間は就学支援金と同じ 入学料 2,100円 空調設備 1単位96円 授業料 1単位1,620円	毎年 4月 家計急変の場合は常時	既に入学金が納付済の場合は7月頃返金 その他は認定後に支払い免除となる
学び直し支援金 ※退学歴がある方のみ	授業料	就学支援金の条件と同じ その他, 退学歴があること	就学支援金の受給期間が終了・もしくは支援金の74単位を超えてから2年間 ※期間・単位数が変更となる予定。	就学支援金の受給期間が満了する前 (該当者には都度案内予定)	授業料納入日 (授業料の支払いに充てるため, 現金では支給しない)
教科書給与 ※奨学給付金の給付を受けた方は対象外	教科書購入費	教科書給与のみ, 奨学給付金を受給していないこと。 生徒本人が①～⑥のいずれかに該当 ①定職についている ②パート・アルバイトの勤務日数が年間90日以上 ③疾病等により職に就くことができない ④心身に障害がある ⑤り災により経済的に修学が困難 ⑥その他, やむを得ない理由	履修するために購入した教科書代	毎年 12月下旬～1月上旬	毎年 2月 (口座振込)
夜食費助成 ※夜間部のみ	給食費		1食につき 57.8円		毎年 3～4月 (現金支給)
家計急変世帯への支援	保護者等が失職等(保護者の死亡等も含む)による収入の減などのため, 収入状況が急変して生徒の教育に必要な経費の支出が困難となった場合, その事実が確認出来る書類を提出することにより授業料の支払い免除及び奨学給付金の受給が出来ます。(既に各制度を受給している方は対象外となります。) 詳細については, 担任または事務担当者までご相談ください。				
学習者用端末等貸付	タブレットPC モバイルルータ(通信未契約) その他付属品	両親(親権者)が非課税 生活保護受給世帯(生活扶助該当)	在学期間中	入学後速やかに	認定後に受け渡し
端末購入費補助金	入学年度の4月1日以降に購入したタブレットPC本体	両親(親権者)の課税標準額(総所得)×6%－調整控除額(市町村民税相当分)が1円以上～51,300円未満	購入したタブレットPC本体価格の半額(上限22,500円)	入学年度の6月末まで	9月末 (口座振込)

税の申告が済んでいないと利用できない制度があります。事前に確定申告を済ませてください。

(所得が1つの勤務先からの給与所得のみで, その勤務先で年末調整を行っている方は確定申告が不要です。)